

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。

国民生活センターからの情報です

長崎県消費生活センター

見守り
新鮮情報

第139号

事例1 草刈機を使って草刈りをしていたところ、**刃が石にぶつかって欠け**、飛んできた**破片があごに刺さった**。(60歳代 男性)

事例2 草刈機を使い、**側溝をまたいで**高い箇所の草を刈っていたところ、**バランスを崩して**片手を放してしまい、左足の**ふくらはぎ**に刃が当たって、**筋肉が断裂**するほどの深い傷を負った。(60歳代 男性)

事例3 草刈機で草を刈っている途中、つる草が草刈機の刃に絡み、刃の回転が止まってしまった。**回転停止操作をせずにつる草を取った**とたん、**刃の回転が再開**した。軍手が巻き込まれ、左手の**人差し指を切断**してしまった。(70歳代 男性)



注意！草刈機で大けが！

ひとこと助言

危険性を
認識しよう

見守るくん

- エンジンやモーター等で動く草刈機(刈払機)は広く一般消費者にも利用されていますが、取り扱いには注意が必要な道具であり、重症に至る事故も毎年発生しています。使用する際は、その危険性を認識し、取扱説明書をよく読んで正しく使うようにしましょう。
- 欠けた刈刃の飛散による事故を防止するため、作業前に必ずカバーを取り付けておきましょう。作業場所を確認し、あらかじめ石などの障害物を除去することも大切です。
- 作業時の服装は、長袖長ズボンとし、保護メガネ、すね当て、ヘルメットなど適切な保護具を着用しましょう。
- 周囲の人を巻き込んだ事故も起きています。作業時は周囲に気を配り、無理な姿勢で作業を行わないようにしましょう。